

文書名	認証業務規程別表 6
管理番号	B 0 6 - 0 5
承認日	2018年3月11日

## 別表 6 実地調査に伴う宿泊費および交通費等

### 1. 実地調査に伴う宿泊費

実地調査に宿泊を伴う場合の宿泊費は10,000円を超えない範囲で認証申請者もしくは認証事業者が実費を負担する。

### 2. 交通費等

検査員の自宅から実地調査場所までの間で、公共交通機関およびタクシー等を利用した実費を請求することができる。

#### (1) 飛行機を利用した場合

- ・ファーストクラス、ビジネスクラスは請求することができない。

#### (2) 鉄道を利用した場合

- ・グリーン車料金は請求することができない。

#### (3) 船舶を利用した場合

- ・1等船室以上は請求することができない。

#### (4) 車を利用した場合

- ・距離数 (k m) に30円を乗じた額
- ・有料道路を利用した場合の利用料金
- ・有料駐車場を利用した場合の利用料金

### 3. 実地調査に伴う宿泊費および交通費等の按分について

(1) 複数の事業者を同時期に調査するとき交通費等の実費を当該事業者で按分することができる。

#### (2) 再調査の場合

認証業務規程別表 3 の 2 「再調査手数料の按分について」の考え方に基づいて本会もしくは認証申請者もしくは認証事業者が負担する。

#### (3) 緊急確認調査の場合

認証業務規程別表 5 の 2 「緊急確認調査手数料の按分について」の考え方に基づいて本会もしくは認証事業者が負担する。

### 4. 宿泊費および交通費等の徴収方法

実地調査に伴う宿泊費および交通費等については実地調査当日に精算する。もしくは実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年12月6日改定
3. 2016年 7月2日改定
4. 2017年 1月31日改定
5. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効